

戦後教育資料

6-2
642

VI
593

日本学術会議法

千葉	8
----	---

VI-593



日本学術会議法

昭和二十三年七月十日
法律第百二十一号
改正昭三・五・三、法一三三
昭三・三・三、法三三
昭三・三・七、法四

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一條 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第二條 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

VI-593

第三條 日本學術會議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四條 政府は、左の事項について、日本學術會議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

四 その他日本學術會議に諮問することを適當と認める事項

第五條 日本學術會議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

二 科学に関する研究成果の活用に関する方策

三 科学研究者の養成に関する方策

四 科学を行政に反映させる方策

五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策

六 その他日本學術會議の目的の遂行に適當な事項

第六條 政府は、日本學術會議の求に應じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第三章 組織

第七條 日本學術會議は、選挙された二百十人の日本學術會議會員（以下會員という。）をもつて、これを組織する。

2 會員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。

3 會員には、別に定める手当を支給する。

4 會員は、國會議員を兼ねることを妨げない。

第八條 日本學術會議に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長は、會員のうちから、會員の互選によつて、これを定める。

3 副会長は、人文科学部門及び自然科学部門に属する會員のうちからそれぞれ一人を全部の會員の互選によつて定める。

4 会長及び副会長の任期は、會員としての在任期間とする。但し、再選を妨げない。

5 会長又は副会長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。

第九條 会長は、会務を總理し、日本學術會議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十條 日本學術會議に、左の区分により、左の七部を置く。

人文科学部門

第一部（文学、哲学、史学）

第二部（法律学、政治学）

第三部（経済学、商学）

自然科学部門

第四部（理学）

第五部（工学）

第六部（農学）

第七部（医学、歯学、薬学）

第十一條 会員は、前條に掲げる部のいずれかに分属するものとし、各部の定員は、それぞれ三十人

とする。

2 各部の定員は、別表の定めるところにより、これを全国区定員と地方区定員とに分ける。は、これを専門別定員と専門にかかわらない定員とに分ける。

3 地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで、満たされるものとする。

第十二條 各部に、部長及び副部长各々一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。

2 第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部长及び幹事について、これを準用する。

第十三條 部長は、部務を掌理する。

2 副部长は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四條 日本學術會議に、その運営に関する事項を審議させるため、運営審議會を置く。

2 運営審議會は、会長、副会長、部長、副部长及び幹事をもつて、これを組織する。

第十五條 日本學術會議に、常置又は臨時の委員会を置くことができる。

2 前項の委員会には、手当を支給することができる。

第十六條 日本學術會議に、事務局を置き、日本學術會議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員中、局長並びに一級及び二級の官吏の任免は、会長の申出を考慮して、内閣総理大臣がこれを行い、三級官吏以下の任免は、局長がこれを行う。

六

第四章 会員の選挙

第十七條 科学者であつて、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第九十九条第一項の大学を除く。）

又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学卒業後二年以上の者

二 学校教育法第九十九条第一項の大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校、旧師範教育令（昭和十八年勅令第九号）による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年以上の者

三 その他研究歴五年以上の者

2 前項の科学者は、科学又は技術の研究者であつて、研究論文又は業績報告により、研究者であることが第二十條に規定する選挙管理会により認定される者でなければならない。

3 前項の業績報告は、文書又は口頭によりこれを行うものとし、その内容は、業績を客観的に判定

できるものでなければならない。

第十八條 前條の規定により選挙権を有する者（以下有権者という。）は、事務局に備えた各都道府県の名簿に登録しなければ、選挙権を行使することができない。

第十九條 会員の選挙は、全国区と地方区とに分け、各都道府県に、同時にこれを行う。

第二十條 日本学術会議に、選挙管理会を設け、有権者の資格審査、選挙の実施、投票の効力の決定その他選挙に関する事務を行わせる。

第二十一條 前四條に定めるものの外、会員の選挙に関して必要な事項は日本学術会議の定める選挙規則で、これを定める。

第五章 会議

第二十二條 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集

七

VI-593

する。

八

- 第二十三條 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 2 総会の議決は、出席会員の多数決による。
- 3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

第六章 日本学士院

- 第二十四條 日本学術会議に、学術上の功績顯著な科学者を優遇するために、日本学士院を置く。
- 2 日本学士院は、学術の研究を奨励するため、特にすぐれた論文、著書その他特定の研究業績に対して授賞することができる。
- 3 日本学士院は、日本学士院会員をもつて、これを組織する。
- 4 日本学士院会員の数は、百五十人とし、日本学術会議がこれを選定する。
- 5 日本学士院会員は、終身とする。
- 6 日本学士院会員には、予算の範囲内で、内閣総理大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

第七章 雑則

- 第二十五條 会員は、病氣その他やむを得ない事由があるときは、総会の議決によつて退職することができる。
- 第二十六條 会員に、会員として不適当な行為があるときは、総会における出席会員の三分の二以上の議決によつて退職させることができる。
- 第二十七條 会員に欠員を生じたときは、全国区、地方区ともに、あらかじめ選挙管理会の指定する次点者をもつて補充する。
- 2 前項による補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第二十八條 会長は、総会の議決を経て、日本学術会議の運営に関し、必要な運営規則を定めることができる。

附則

第二十九條 この法律のうち、第三十四條及び第三十五條の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

第三十條 日本学士院規程（明治三十九年勅令第百四十九号）、学術研究會議官制（大正九年勅令第

二百九十七号)及び日本学士院会員の待遇に関する件(大正三年勅令第二百五十八号)は、これを廃止する。

第三十一條 従前、日本学士院及び學術研究會議において所掌した事務でその廃止の日に残存するものは、日本學術會議において、これを処理する。

第三十二條 第二十四條及び第三十條の規定施行の際、日本学士院規程によつて任命された日本学士院会員は、引き続きこの法律による日本学士院会員となつたものとする。

第三十三條 第一回に選出された会員の任期は、第七條第二項の規定にかかわらず、これを二年とする。

第三十四條 第一回の会員選挙は、第四章の規定に従い、學術体制刷新委員会がこれを行う。この場合において、第四章中「日本學術會議」とあるのは「學術体制刷新委員会」と読み替えるものとする。

2 日本學術會議の第一回總會は、學術体制刷新委員会委員長が、これを招集する。

3 前二項に要する経費は、国庫の負担とする。

第三十五條 第一回の会員選挙のための選挙管理会は、中央選挙管理会及び地方選挙管理会とする。

2 地方選挙管理会は、各地方区にこれを置き、中央選挙管理会の事務の執行に協力するものとする。

る。

3 中央選挙管理会の委員は百四人とし、學術体制刷新委員会において、これを選定する。但し、うち七人は各地方選挙管理会の委員のうちから一人ずつを選定するものとする。

4 地方選挙管理会の委員は、各地方区ごとに十四人以内とし、學術体制刷新委員会地方連絡委員会において、これを選定する。

第四部										第三部	第二部				第一部	部別					
人	地	飲	地	植	動	化	地	物	天	数	商	經	政	刑	民	公	法	史	哲	文	全 國 區 定 員
類	理	物	質	物	物		球	理	文			濟	治	事	事	法	學				
學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	五	二	二	二	二	二	四	四	四	事 門 に か か わ ら な い 定 員
二二										一三	一三				一一				地 方 區 定 員		
七										七	七				七						
三〇										三〇	三〇				三〇				合 計		

[illegible]

笠井出版印刷社印行

VI-593